

誰もが安全で安心して暮らすことができる「セーフシティ」を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

再犯防止は、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者もあり、必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

そこで、東京都は、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、東京都再犯防止推進計画を定めるとともに、犯罪や非行の防止等について理解を深めるための研修会等を行っています。

申込方法

8月
受付開始

下記アドレスまたは右のQRコードからお申し込みください。
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/saihan-boushi/kenshukai/
 ※受付は先着順となります。
 ※ご受講の可否については、申込期限後にメールでお知らせいたします。



対象

都内在住または在勤の

- 民間支援機関の職員
- 保護司、民生・児童委員、弁護士等、地域で活躍されている支援者の方
- 公的機関の職員（更生保護、福祉、保健・医療、就労、教育、警察、矯正）等

日程

中面記載のとおり

参加費

無料（通信費は参加者のご負担となります。）

申込期限

基礎編

第1回 令和6年8月30日(金)締切 (令和6年9月13日(金)開催)

第2回 令和6年12月20日(金)締切 (令和7年1月15日(水)開催)

応用編

第1回 令和6年8月30日(金)締切 (令和6年9月24日(火)開催)

第2回 令和6年12月20日(金)締切 (令和7年1月24日(金)開催)

※申込に当たりご記入いただきました個人情報、この研修会及び本年度に東京都が実施する研修会等のお知らせに関するのみ使用し、他の目的には使用しません。

※オンライン受講の環境がない方は都庁舎周辺（新宿）の会場にてご聴講いただけますので、下記「問合せ先」にお問い合わせください。（ただし、各回最大10名。希望者多数の場合は抽選になります。）

※このチラシのPDFファイルは東京都生活文化スポーツ局ホームページに掲載しております。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/chian/saihan-boushi/kenshukai/

問合せ先

東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課 再犯防止担当
 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 北塔 34 階
 電話 03-5388-2747（平日の午前10時～午後5時）

リサイクル推進(※)
 この冊子は、印刷物の廃棄・リサイクルに努めます。

令和6年7月発行

令和6年度

再犯防止に関する研修会

応用編テーマ：非行・不良行為のある少年の健全育成



犯罪や非行をしてしまった人が新たな犯罪や非行をすることなく生活していくためには、彼らを排除してしまうのではなく、地域社会の一員として受入れ、その立ち直りと社会復帰を助けることで、一緒に安全・安心な地域社会を築いていくことが大切です。

このことが、誰もが安全・安心を感じられる地域社会、そして、新たな被害者を生まない地域社会の実現へとつながっていきます。

この研修会は、「基礎編」と「応用編」に分けて、オンライン形式で開催します。

犯罪や非行からの立ち直りについて、一緒に考え、学んでみませんか。

基礎編

主に、犯罪や非行をした人の立ち直り支援をこれから学ぼうとする人・携わろうとする人が、支援に関する基礎的な知識を学ぶ



第1回 令和6年9月13日(金) 申込期限:令和6年8月30日(金)まで

第2回 令和7年1月15日(水) 申込期限:令和6年12月20日(金)まで

※第1回と第2回は時間・内容ともに同一です。

13:30～13:35 開会

13:35～14:05 再犯防止の意義と課題

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
補佐官 楠木 重彦 氏

地方自治体でも再犯防止の取組が進んできた一方、「犯罪をした者等」と接したことの無い都民や公的機関職員にとって再犯防止は決して身近なものではなく、再犯防止をさらに推進するためには、一層の関心と理解を得る必要がある。

この講義では、再犯防止推進法を所管する法務省から、再犯防止が犯罪をした者等の支援のみを目的とするものではないとの観点も踏まえ、再犯防止の取組を推進していく意義と課題について紹介していただく。

14:05～14:35 中野区における再犯防止の意義と成果
～第二次再犯防止推進計画の策定に向けて～

中野区地域支えあい推進部地域活動推進課
区民活動推進担当課長 池内 明日香 氏

中野区では、令和2年度に策定した再犯防止推進計画が令和6年度末をもって終期を迎える。この講義では、中野区における再犯防止の取組について概観しつつ、その意義と成果について紹介いただくとともに、第二次再犯防止推進計画の策定の意義や方向性などについても紹介していただく。

14:35～14:45 休憩

14:45～15:00 第二次東京都再犯防止推進計画と
東京都における再犯防止の取組

東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部
共生社会担当課長 宮澤 夏樹 氏

東京都では、令和6年度からの5年間を計画期間とする第二次再犯防止推進計画を策定した。この講義では、同計画の紹介をするとともに、広域自治体としての再犯防止の取組について紹介する。

15:00～15:15 東京都の相談事業・区市町村向け
研修事業の実施状況

一般社団法人 社会支援ネット・早稲田すばい
代表理事 小林 良子 氏
(東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長)

東京都では、再犯防止の取組の一環として、相談事業(犯罪お悩みなんでも相談)、区市町村向け研修事業を行っている。この講義では、実際に都民からの相談対応や区市町村での研修・事例相談に当たっている社会福祉士から、どのような相談がなされているのかなどについて紹介していただく。

15:15～15:30 質疑応答／閉会

応用編

～非行・不良行為のある少年の健全育成～

主に、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する一定の知識・経験がある人が、より発展的な知識を学ぶ



第1回 令和6年9月24日(火) 申込期限:令和6年8月30日(金)まで

第2回 令和7年1月24日(金) 申込期限:令和6年12月20日(金)まで

※第1回と第2回は時間・内容ともに同一です。

13:30～13:35 開会

13:35～14:05 非行・不良行為少年の現状と警視庁の取組

警視庁生活安全部少年育成課
管理官 渡邊 明宣 氏

警視庁においては、少年の健全育成を図るための各種検挙や街頭補導活動などの警察活動を展開しているところ、少年の再非行の高止まりや不良行為の態様の変化など、注視すべき状況にある。

この講義では、非行少年や不良行為少年の補導などの実務に当たる警視庁から、その現状と警視庁の取組について紹介していただく。

14:05～14:35 法務少年支援センターにおける相談状況と
心理的側面を踏まえた対応

東京少年鑑別所(東京法務少年支援センター)
地域非行防止調整官 丸山 小竹 氏

法務省の機関である少年鑑別所は、非行や少年たちの行動理解等に関する臨床心理学などの高度な知識・ノウハウに基づき、審判鑑別等に当たるとともに、「法務少年支援センター」として、学校などからの相談に応じているほか、児童福祉機関、教育関係機関等と連携して、地域における非行・犯罪の防止に関する活動、健全育成に関する活動の支援を行っている。

この講義では、高い専門性を持つ東京法務少年支援センターから、非行・不良行為を始めとする問題行動のある少年とその保護者等の特徴や、周囲の支援者等はどのように対応すればよいのかなどについて、心理学的側面から紹介していただく。

14:35～14:45 休憩

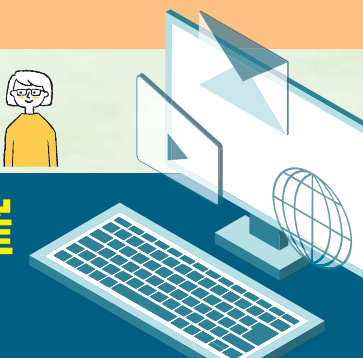
14:45～15:15 「ト一横」に見る、そこに集まる少年の
実情と大人の関わり方

社会福祉法人 やまて福祉会
理事 小田 智雄 氏

近年、新宿区歌舞伎町の「ト一横」に不安や悩みを抱えた青少年が集まり、飲酒・喫煙、市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)、自傷などに及ぶことがあるほか、児童買春等の犯罪被害に遭う事案も発生している。

東京都は、歌舞伎町に青少年・若者向けの総合相談窓口を設置し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うことで犯罪被害等の防止を図る事業を実施しており、実際に「ト一横」に集まる青少年と接している社会福祉法人から、「ト一横」に集まる青少年の実情と、そのような少年に対して、大人がどう関わっていくべきかについて紹介していただく。

15:15～15:30 質疑応答／閉会



オンライン〈ZOOM:各回定員200名〉にて開催

参加を希望される方は、裏面の「申込方法」を参照の上、お申込みください。